

応急手当普及員新規講習（看護師対象）の開催について

1 日時

令和8年10月14日(水)、15日(木)の2日間

両日とも午前9時から午後5時まで（休憩時間を含む合計16時間）

※通常3日間のところ、看護師資格を有する方は2日間となります。

2 講習会場

岡崎市朝日町3丁目4番地

岡崎市消防本部3階講堂

3 定員

10名

4 受講料

受講料は無料です。ただし、講習に使用するテキスト（応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応：東京法令出版）を書店等で事前の御購入をお願いします。

5 受講内容

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	90	390
	救命に必要な応急手当の基礎実技	180	
	その他の応急手当の基礎実技	120	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	150	450
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技 試験）を含む）	240	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	60	
指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

6 受講対象者

岡崎市に在住または在勤で看護師資格を有する方（岡崎市内で普及活動していただける方）

7 申込み方法

受講申込み及び問合せは、消防救急課救急対策係 0564-21-9946 まで

受付時間:平日 8 時 30 分～17 時 15 分(7 月 1 日以降は平日 9 時から 16 時まで)

8 その他

- (1) 筆記用具、テキスト（応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応:東京法令出版）をお持ちください。
- (2) 実技がありますので、動きやすい服装で受講ください。
- (3) 昼食は、各自で御用意ください。
- (4) 駐車場は、福社会館北の立体駐車場を御利用ください

〈参考〉

- ・ 応急手当普及員とは主として事業所又は防災組織等において、事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う救命技能の講習指導にあたる者として岡崎市消防長が認定した者をいいます。

- ・ 応急手当普及員に認定されると岡崎市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づいた普通救命講習及び救命入門コースを開催し、受講者に指導ができます。また、受講者に対して「普通救命講習修了証」「救命入門コース参加証」を発行することができます。

- ・ 応急手当普及員のサポート体制について

応急手当普及員の資格を取得し、救命講習を行う場合、消防署は訓練人形の貸出しや修了証の作成を行いますので御相談ください。

- ・ 事前学習について

救命処置について最終受講から年月が経過していて、手技の内容に不安のある方は、下記の「総務省消防庁の応急手当WEB講習」を閲覧することで事前学習が行えます。 <https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>